

公 告

次のとおり公募します。

平成23年 9月30日

北海道森林管理局長

「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）」の実施に係る公募について

北海道森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、希望される方は安定供給システム販売申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、人工林材について、一定の要件を満たす工場等と森林管理局長とが国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結し、それに基づき計画的に素材の販売を行うことにより、国有林材の需要・販路の確保・拡大を図るとともに、中核的な素材の生産・流通・加工の担い手の育成に資すること等を目的として行うもので、今回公募するシステム販売は、東日本大震災の被災に対する復旧・復興資材の供給に資するとの視点も加味して実施するものです。

2 企画競争に参加する者に必要な資格

申請書を提出することのできる一定の要件を満たす工場等とは、次に掲げる要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 林産物売払い一般競争参加資格を有していること
- (2) JAS認定工場であること（申請する出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）
- (3) 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること
- (4) 社会保険等に加入していること
- (5) 「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと
- (6) 次の事項のいずれかに該当していること
 - ア 集成材、機械プレカット加工等高次加工を行っている工場
集成材、合板、機械プレカット、フローリング、幅はぎ、焼き板、防虫・防腐等薬品処理した製品等の生産、出荷を自社において一貫して行っている場合又は集成材等の製造業者へ製材品を出荷している場合
 - イ 製品規格等品質管理を徹底し、乾燥材の安定出荷に取り組んでいる工場
品質管理を徹底するとともに、品質の向上を図るため、乾燥を行い、修正挽き、プレナー掛け等を行った製材品を生産、出荷している場合であり、建築用製材品出荷量に占める乾燥材の割合が20%以上である工場
 - ウ 製材加工のシステム化等により、量産化、低コスト化を図っている工場
製材加工のシステム化、生産ラインの自動制御等新たな生産方式により、量産化、低コスト化を図っている場合であり、国産材の原木消費量が年間1万³m³以上の工場
 - エ 以下のような新規需要の開発、販路の開拓等に努めている又は意欲的に取り組もうとする工場等
 - ① 営業力、設計能力を有する木造住宅ビルダーと提携し、安定的な出荷や顔の見える木材での家づくり等地域材利用の水平連携に取り組む工場
 - ② 生産品目の転換、国産材への原料転換、加工度を高めた資源の有効活用、木質バイオマス利用、新製品の開発に取り組む工場

- ③ 製品移出等に積極的に取り組む工場等
 (7) システム販売による国有林材の販売価格に運賃等経費を加えた工場着買取価格（以下「買取価格」という。）の公表に同意する工場等

3 システム販売の内容

公募する物件の内容は、つぎのとおりです。

公募 番号	樹材種 (人工林)	出材予定 森林管理署 及び時期	公募予定 数量 (m ³)	備 考		
				m ³ 廻り	森 林 事務所	林小班等
23-43	トドマツ 一般材、低質材、原料材込 (径級9cm上(原料材は6cm上))	空知 10月以降	3,000	0.30	沼ノ沢	2214 ろ外
23-44	トドマツ、アカエゾマツ、 エゾマツ及びドイツウヒ 一般材、低質材、原料材込 (径級9cm上(原料材は6cm上))	空知 11月以降	3,500	トド0.57 アカエゾ0.73 エゾ0.64 ドイツウヒ1.09	岩見沢 (トド83%、アカエゾ5% エゾ1%、ドイツウヒ11%)	30 よ外
23-45	広葉樹 原料材(一部低質材含む) (径級6cm上(低質材は9cm上))	空知 10月以降	1,200	0.15	沼ノ沢 継立	2214 ろ外 2406 ろ外
23-46	トドマツ、アカエゾマツ 一般材、低質材 (径級9cm上)	胆振東部 9月以降	2,000 (穂別・稲里1,300 苫小牧・糸井700)	トド0.23 アカエゾ0.09 トド0.09 アカエゾ0.13	穂別・稲里 (トド99%、アカエゾ1%) 苫小牧・糸井 (トド8%、アカエゾ92%)	
【札幌地区合計】			9,700	署別数量再掲：空知署 7,700m ³ 胆振東部署 2,000m ³		

※ 胆振東部署の物件(23-46)のうち、穂別・稲里から出材される素材については、署で採材した材長(3.65m主体、一部3.65m以外の材長を含む)となります。

公募 番号	樹材種 (人工林)	出材予定 森林管理署 及び時期	公募予定 数量 (m ³)	備 考		
				m ³ 廻り	森 林 事務所	林小班等
23-47	トドマツ主体 一般材、統合材、低質材、 原料材込 (径級9cm上(原料材は6cm上))	留萌北部 1月中旬以降	2,000	0.19 0.17	遠別・西遠別 手塩 羽幌・奥羽幌 築別・初山別	1150 外 2029 外
23-48	トドマツ主体 一般材、統合材、低質材、 原料材込 (径級9cm上(原料材は6cm上))	上川北部 11月中旬以降	2,000	0.20	前柵留 班溪	17 外
23-49	トドマツ主体 一般材、統合材、低質材、 原料材込 (径級9cm上(原料材は6cm上))	上川中部 10月中旬以降	2,000	0.19	清川	2141 外
23-50	トドマツ主体 一般材、統合材、低質材、 原料材込 (径級9cm上(原料材は6cm上))	上川南部 11月下旬以降	2,000	0.21	金山	1008 外
【旭川地区合計】			8,000	署別数量再掲：留萌北部署2,000m ³ 上川北部署2,000m ³ 上川中部署2,000m ³ 上川南部署2,000m ³		

総 計	17,700	
-----	--------	--

4 協定期間

本システム販売の協定期間は、協定締結日から平成24年3月31日までとします。

5 申請書の作成方法等

本システム販売を希望される方は、次により申請書を作成のうえ提出してください。

- (1) 申請書の様式は別紙のとおりとします。
- (2) 申請書の提出期限は、平成23年10月31日（月）までとします。
- (3) 申請書の提出先は、関係森林管理署長経由又は直接、北海道森林管理局長に提出するものとします。
- (4) 買受希望数量は、公募予定数量と同量とします。
- (5) 一般材と低質材等を別工場を使い分けする場合、木造住宅ビルダー等と連携した利用を行う場合は、共同で申請するものとします。

6 協定締結に当たって付する特約条件

- (1) 目的外処分の制限
協定を締結した製材工場等は、買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを制限します。
- (2) 東日本大震災の復旧に向けての対応
協定に基づき買い受けた物件を東日本大震災の復旧・復興資材として緊急に公用・公共用・公益事業の用に供する必要があると森林管理局長が認めた場合は、(1)にかかわらず協定で定めた目的以外の用途に供することができるものとします。
- (3) 協定の解除
森林管理局長は、次の一に該当する場合は協定を解除することができるものとします。
ア 協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。
イ 協定の相手方が協定期間中に上記の2に定める要件を失ったとき。
- (4) 損害賠償
上記の(3)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除によって生ずる損害賠償の請求を行わないものとします。
- (5) 販売価格等の公表等
森林管理局長は、
ア 協定締結後に定める販売価格等は、公表するものとします。
イ 販売価格は市場価格と大幅な差が生ずる場合、変更することがあるものとします。
ウ 企画提案された事業計画等の取組状況について、報告を求めることができるものとします。
- (6) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進
ア 森林管理局長は、協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとします。
イ 協定を締結した製材工場等は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとします。また、森林管理局長は、その取組状況について、報告を求めることができるものとします。

7 協定予定者の選定等

- (1) 別に定める審査基準に基づき審査を行い、協定予定者を選定します。
- (2) 協定予定者の選定に当たっては、以下の取組を行う工場等を優先します。
 - ① 東日本大震災における被災に対する復旧・復興資材の供給に取り組む工場等（森林管理局長は、復旧・復興資材としての出荷とわかる資料の提出を求めることがあります）
 - ② 地域の林業・木材産業振興に取り組む工場等

- ③ 品質の向上、生産・流通・加工の合理化、コスト削減に取り組む工場等
 - ④ 原木素材ロットのとりまとめ、受入間口の拡大に取り組む工場等
 - ⑤ 新規需要開発、未利用材の利用促進、木質バイオマス利用等の資源の有効活用、原材料の製紙原料以外の利用拡大、高次利用の促進に取り組む工場等
 - ⑥ 森林認証材にあっては、認証材製品の普及・流通に取り組む工場等
 - ⑦ 製品価格から流通・加工コスト等を差し引いた明確な原木素材の買取価格を提示する工場等
 - ⑧ 顔の見える家づくり等地域材の水平連携に取り組む工場等
 - ⑨ 道産材の高付加価値化及び宣伝普及に取り組む工場等
 - ⑩ 異業種間の連携（林業と農業、等）に取り組む工場等
- (3) 森林管理局長は、審査の結果、所定の資格要件を備えていると判断した場合、販売予定量その他必要な条件を協定予定者に提示します。
- (4) 森林管理局長は、(3)の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとしします。
- (5) 販売契約は、当該森林管理署長と通常の販売契約を締結していただきます。なお、搬出期限は、売買契約成立日以降、引き渡し完了した日から2ヶ月以内とします。
- (6) 審査結果については公表します。

8 申請書等の返却の可否等

- (1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。
- (2) 申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。

9 問い合わせ先

- (1) 北海道森林管理局 旭川事務所（留萌北部署、上川北部署、上川中部署、上川南部署）
電 話：050-3160-6310（IP）、0166（62）6738
担 当：技術指導官（販売）
- (2) 北海道森林管理局 森林整備部 販売第二課（空知署、胆振東部署、システム販売全般）
住 所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
電 話：050-3160-6295（IP）、011（622）5248
担 当：企画官（木材需給対策）